

会費等に関する規程

公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会

制定：平成23年5月20日

改正：令和5年6月6日

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条に定める正会員または賛助会員が支払う加入金及び会費に関する必要事項を定め、それによって公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会（以下「本協会」という。）の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 定款第7条に規定する経費の負担は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

①入会金：50,000円

②会費：下記の会費賦課基準により算定する。なお、会費額算定に使用する売上高は直近3ヶ年の平均額とする。

会費賦課基準 <正会員の部>

適用品目の売上高	会費額（年額）
10億円未満	210,000円
10億円以上 30億円未満	260,000円
30億円以上 50億円未満	310,000円
50億円以上 100億円未満	410,000円
100億円以上 200億円未満	610,000円
200億円以上 500億円未満	910,000円
500億円以上	1,410,000円
正副会長および顧問企業	4,110,000円

*理事所属会社の会費額は上記の会費額に100,000円を加えた額とする。

*売上高及び適用品目の内容は「別紙」参照のこと。

(2) 賛助会員

①会費：下記の会費賦課基準により算定する。なお、会費額算定に使用する売上高は直近3ヶ年の平均額とする。

会費賦課基準 <賛助会員の部>

適用品目の売上高	会費額（年額）
100億円未満	180,000円
100億円以上 200億円未満	280,000円
200億円以上 500億円未満	380,000円
500億円以上	480,000円

*売上高及び適用品目の内容は「別紙」参照のこと。

- 2 新規入会の正会員又は賛助会員のその事業年度の会費は、事業年度の途中での入会であっても年額とする。
- 3 賛助会員の会費は、毎事業年度における合計額の50%を限度として当該年度の共益事業会計及び法人会計に使用するものとする。
- 4 入会金については、法人会計において使用するものとする。

(会費等の納入)

- 第3条 本協会に入会した正会員及び賛助会員は、入会及び退会に関する規程第4条に規定する請求を受けた日から30日以内に、入会金及び会費を本協会所定の方法により納入するものとする。
- 2 正会員又は賛助会員は、毎事業年度の会費を8月末日までに一括で納入しなければならない。
 - 3 正会員又は賛助会員から納入された入会金及び会費については、直ちに会費台帳に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(資格喪失に伴う会員等の会費納入義務等)

- 第4条 正会員又は賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、当該事業年度の会費を納入しなければならない。
- 2 本協会は、正会員又は賛助会員が納入した入会金及び当該事業年度における納入した会費については、これを返還しない。

(補 則)

- 第5条 この規程に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

(改 廃)

- 第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則 本規程は令和5年6月6日から施行する。

<別紙>

売上高及び適用品目について

「売上高」は下記を指す。

◇製造・加工による売上

- ①自社で原材料を仕入れて適用品目を製造した場合は、「製品の販売額」
- ②発注先から原材料を無償支給され適用品目を製造した場合は、「支払われた加工賃」
- ③発注先から原材料を有償支給され適用品目を製造した場合は、「原材料費と加工賃の合計額」

◇販売による売上

- ④適用品目を他社から購入もしくは外注加工させたものを販売した場合は、その販売額
- ⑤適用品目を製造するための原材料、容器、資材等を販売した場合は、その販売額
- ⑥適用品目を製造するための機械・器具・設備等を販売した場合は、その販売額
- ⑦適用品目を流通・運搬・保管した場合は、それにより得られた金額

※「売上高」は、①～⑦の合計額とする。

※「売上高」は、『国際会計基準』により算出された金額を基本とするが、『国際会計基準』導入前については『日本会計基準』により算出された金額とする。

「適用品目」は下記を指す。

◇密封容器詰加熱殺菌食品

容器に食品を充填・密封後に加熱殺菌したもので、常温で保存される製品が対象。

なお加熱殺菌には熱間充填（容器に食品を熱いまま充填・密封し、所定の温度と時間で保持した後冷却する方式）も含む。

適用する容器	金属缶、ガラスびん、プラスチック容器（袋、カップ、トレー等）
適用する内容物	水産品、農産品、畜産品、調理食品、つくだ煮類、つゆ・たれ類、飲料（コーヒー、茶、果実・野菜等）、ジャム類、デザート類、ペットフード
適用除外品目	<ul style="list-style-type: none">・酒類・炭酸飲料、ミネラルウォーター・乾燥食品、粉末食品・魚肉ハム・ソーセージ類・しょうゆ、ウスターソース類、マヨネーズ・ドレッシング類、食酢、ケチャップ、濃縮果汁、香辛料・無菌化包装食品（加熱殺菌後無菌環境下で充填・密封した製品）・無加熱製品（密封後に加熱処理をしないもの）・要冷蔵製品・紙容器製品・ペットボトル詰製品